

## 第6章 資料編

1	県内の生活排水処理施設整備状況	資-1
2	かごしま生活排水処理構想2019～各施設概念図～	資-2
3	生活排水読本（環境省）	資-4
4	生活排水施設整備事業に関する助成制度の概要	資-9
5	浄化槽関係（環境省）資料	資-10
6	平成29年度都道府県別汚水処理人口普及率	資-13
7	持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進 について	資-14
8	持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル	資-17
9	汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について	資-19

# 県内の生活排水処理施設整備状況

H30.4.1現在

市町村名	公共下水道		特環下水道		農業集落排水		漁業集落排水		コミュニティプラント		浄化槽	
	供用	事業中	供用	事業中	供用	事業中	供用	事業中	供用	事業中	個人	市町村
1 鹿児島市	③	○							①		○	
2 鹿屋市	①	○			①	○					○	
3 枕崎市	①	○									○	
4 阿久根市											○	
5 出水市	①	○	①	○	⑤	○					○	
6 指宿市	①	○									○	
7 西之表市											○	
8 垂水市							①				○	
9 薩摩川内市	①	○	①, 1	○	⑤	○	③		②		○	
10 日置市	①	○			①						○	
11 曾於市	①	○									○	○
12 霧島市	①	○	①	○							○	
13 いちき串木野市	①	○					①				○	
14 南さつま市	1	○			①		③	○			○	
15 志布志市					④						○	
16 奄美市	①	○	①, 1	○	⑩, 2	○					○	
17 南九州市	①				②	○					○	
18 伊佐市					③	○					○	
19 始良市					①	○			①		○	
20 三島村												△※
21 十島村											○	
22 さつま町					①						○	
23 長島町					①	○	③				○	
24 湧水町											○	
25 大崎町	①										○	
26 東串良町											○	
27 錦江町					①	○					○	
28 南大隅町					①	○					○	
29 肝付町											○	
30 中種子町											○	
31 南種子町											○	
32 屋久島町					①						○	
33 大和村					③, 1	○	①					
34 宇検村					③	○	①				○	
35 瀬戸内町					①	○					○	
36 龍郷町												○
37 喜界町	①				③	○					○	
38 徳之島町	①	○			①	○					○	
39 天城町											○	
40 伊仙町											○	
41 和泊町	①	○			⑤	○					○	
42 知名町	①	○			③							○
43 与論町					①	○					○	
合計	①⑨, 1	15	④, 2	4	⑤⑧, 3	17	⑬	1	④		39	3
(市町村数)	(18)	(15)	(4)	(4)	(23)	(17)	(7)	(1)	(4)		(39)	(3)

※供用欄の○付き数字は供用中箇所数、○無し数字は未供用箇所数を示す。  
 ※三島村は市町村設置型で浄化槽を整備しているが、平成30年度の事業は無し。  
 ※「事業中」には機能強化、施設更新等を含む。

# かごしま生活排水処理構想2019

～持続可能な生活排水処理システムの構築を目指して～

## 【各施設概念図】

### 浄化槽

集合処理（下水道、集落排水、コミュニティプラント）以外の区域で浄化槽が整備される。鹿児島県には、全ての市町村に浄化槽があり、40の市町村で整備事業を行っている。  
 ・所管官庁：環境省、関係法令：浄化槽法 他

### 公共下水道

鹿児島県は、18市町が設置又は整備中である。汚水処理人口普及率での割合は、42.0%と国平均の78.8%に比べると低い。  
 公共下水道は、浸水対策(雨水)の実施や、工場排水等も処理できるなどの特徴がある。  
 ・所管官庁：国土交通省、関係法令：下水道法 他

### 漁業集落排水

漁業集落の生活環境の改善を図る。県内では7市町村(13地区)が完了  
 ・所管官庁：農林水産省  
 関係法令：浄化槽法 他

### 処理場

放流

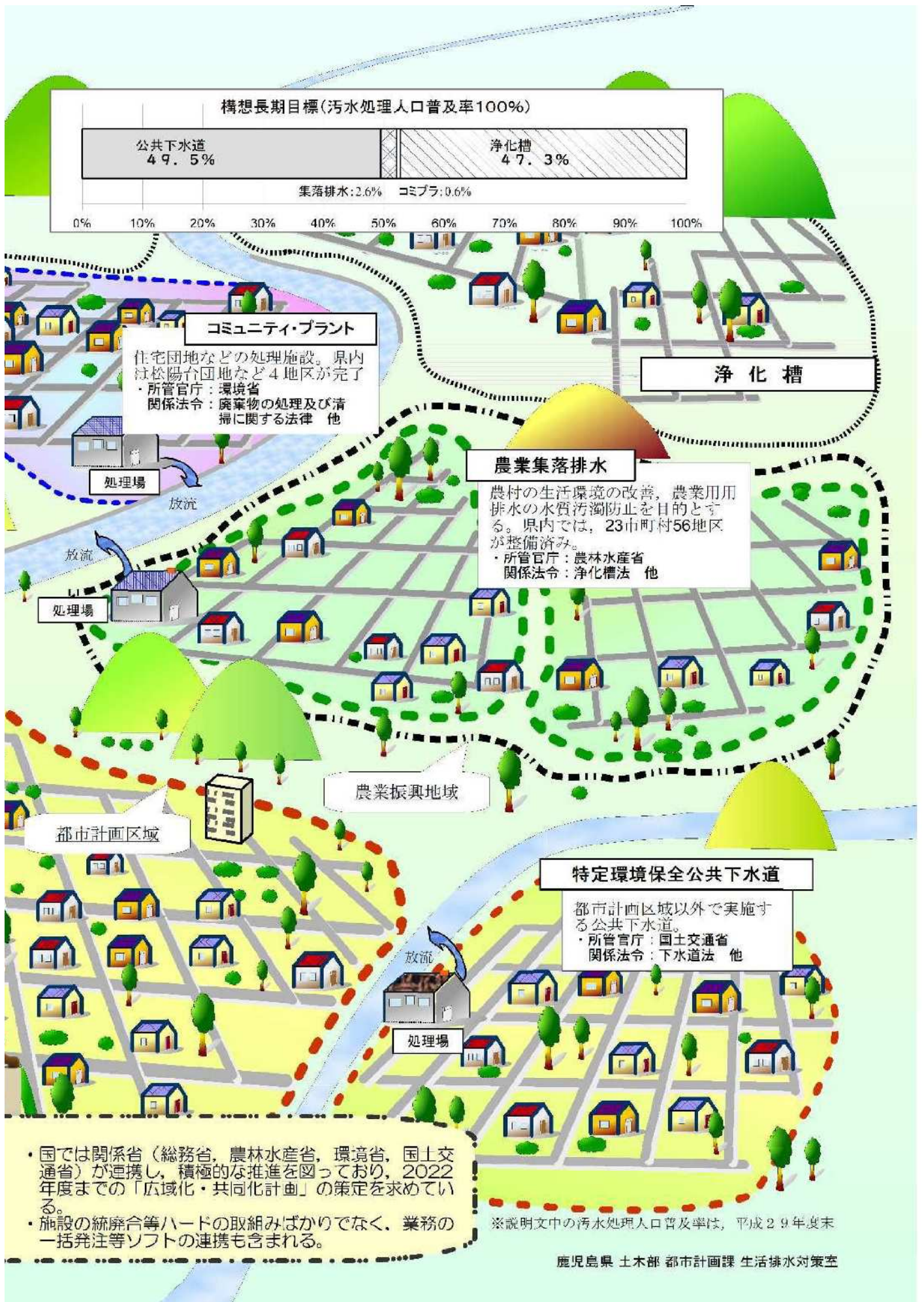
放流

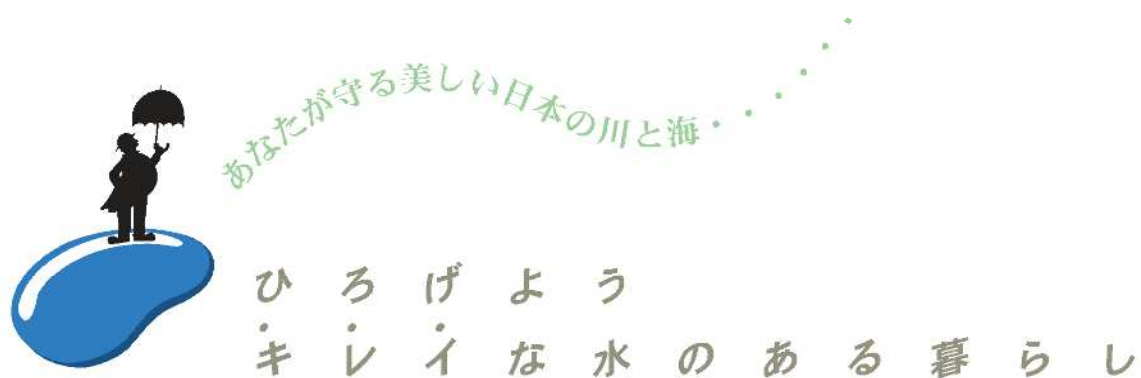
### 広域化・共同化

人口減少、職員数減、施設の老朽化等に対応するため、汚水の効率的な処理を自治体や事業の枠を超えて行う取り組み

- 公共用水域の水質保全
- 快適な生活環境の保全









# あなたも当事者。生活排水が、河川や湖沼、海の水を汚しています。

あなたが使ったその水。  
その水は繰り返し使われています。

私たちは主に河川の水を水道水として利用しています。上流で使われ、放流された水は、下流の人たちがまた利用しています。使われた水を繰り返し使わなければならないからこそ、私たちはもっと水の汚れを気に関心を持つ必要があるのです。

その水を使うのは私たち  
人間だけではありません。

私たちが使った水はさらに川や海など水にすむ生き物が利用します。川や海が汚れると、魚などの生き物はすみづらなくなります。

そして…

みんなが使った水は、曇り、雨どまり、再びあなたのもとにやってくるのです。

あなたが使ったその水。キレイにして流しませんか？

地球は水の星。

でも、私たちが利用できるのはたった0.01%だけです。

地球上には、およそ14億km<sup>3</sup>の水があるといわれます。でも、そのうちの約97.5%は海水。淡水は残りの約2.5%だけです。しかも、淡水の大部分は湖沼や北河川水、湖沼水など地球上の水の約0.8%です。さらに、そのほとんどは地下水として存在し、川水や湖沼水は地球上の水のわずか0.01%に過ぎないのです。

淡水2.5%  
[ 氷河など  
地下水・川・湖など - 0.8% ]

海水97.5%

その貴重な水を汚す大きな原因のひとつは、生活排水です。

生活排水とは、台所、トイレ、風呂、洗濯などの日常生活からの排水のこと。1人が1日に使う水の量は250リットルのほりです。このうち、トイレの排水を除いたものを生活雑排水といいます。

●生活排水の分類と1日1人当りの負荷割合

生活排水 BOD 43g/人/日	生活雑排水 約70% (30g)	台所からの排水 約40% (17g)
し尿	風呂からの排水 約20% (9g)	洗濯からの排水その他 約10% (4g)
		約30% (13g)

水の汚れの度合いを表す指標のひとつ、「BOD」を知っていますか？

水中に十分な酸素があることは、魚や水中昆虫が生きるための基本的条件であるばかりでなく、悪臭の発生などを防止することにもなります。このことから、水の汚れの度合いを表す指標として、どのくらい水中の酸素を使うかということをお知らせする「BOD」を用います。

水の汚れというのは水中の微生物からみると栄養分であり、微生物も私たちと同じように栄養分と酸素を必要とします。BODとは、微生物が水の汚れを分解するとき使う酸素の量であり、水中の酸素が使われて少なくなってしまうと、悪臭の発生や、魚の大量死などの問題が発生するのです。ですからBODが高い水を流さないようにしてははいけません。

※通常、水に溶けている酸素の量は約10mg/L程度ですが、BOD43gの汚れは、4.3gの酸素、つまり約4,300Lびんの水に溶けている酸素を使うのです！

もともと少ない水を繰り返し使っている私たち。その水を、汚さないために、私たちが努めるべきことは、生活排水をできるだけきれいに流すことです。では、そのために、具体的に何をすればよいのでしょうか。次のページで紹介いたします。





# この話、水に流さないで！ 川や海にやさしい暮らしを始めませんか。

なげなく流しているものが、大切な川や海をこんなに汚しています！

これを流すと



水がこれだけ汚れる

BOD(倍)

魚が死ぬ水質  
(BODが5g/ℓ以下)にするには  
バスタブ (300ℓ)  
何杯分？

天ぷら油 使用済み (20ml)	30	20
マヨネーズ* 大さじ1杯 (15ml)	20	13
牛乳 コップ1杯 (200ml)	16	11
ビール コップ1杯 (180ml)	15	10
みそ汁 (じゃがいも) お椀1杯 (180ml)	7	4.7
米のとぎ汁 (1回目) (500ml)	6	4
煮物汁 (肉じゃが) 鉢 (100ml)	5	3.3
中濃ソース 大さじ1杯 (15ml)	2	1.3
シャンプー 1回分 (4.5ml)	1	0.67
台所用洗剤 1回分 (4.5ml)	1	0.67

出展：生活雑排水対策推進協議会  
※：東京都環境局自然環境部水質環境課HPより  
<http://www2.kanagawa-net.go.jp/kasei/kisei/mizu/seikatuhaisu/seihaipant/forimodocou.htm>

## ■ 家庭排水の汚濁負荷と生活排水対策

生活排水を出しているのは、私たち。ということは、川や海の水を汚さない一番の方法は、私たち自身が“汚れた水”をそのまま流さない生活”をすることなのです。みんなで行えば、ちょっとしたことなのに気をつけるだけで、大きな効果が期待できます。

### 台所ではこんなこと



食器を洗う前に、油汚れなどはふき取ります。

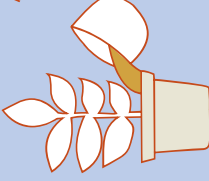


食事や飲み物は必要分だけつくり、飲み物は飲みきれ的分だけ注ぐ。

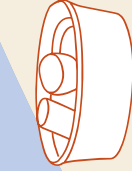


水きり袋と三角コーナーを利用して、野菜の切りくずなどの細かいゴミをキャッチ。

残った油は継ぎ足して使ったり、砂めものにするなど、できるだけ捨てない努力を、やむをえず捨てる際は新聞紙などに吸わせてから。



米のとぎ汁は植木の水やりに。糞分を含んでいるので、よい肥料になります。

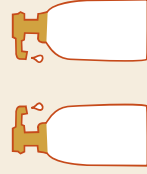


食器を洗うときは洗剤を使用し、洗剤は適量を水で薄めて使います。

### お風呂ではこんなこと



髪の毛などは排水口に目の細かいネットを張ってキャッチ。

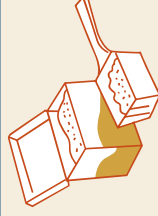


シャンプー・リンスは適量を守りましょう。



お風呂の残り湯は洗濯に。温水などで汚れ落ちがよくなります(衛生上、すすぎは水道水で)。

### 洗濯ではこんなこと



洗剤は計量スプーンでしっかり計って、多く入れても汚れ落ちがよくなるわけはありません。



くす取りネットを取り付けて、細かいゴミをキャッチ。

### トイレではこんなこと



トイレは使用後にちよちよここと掃除しましょう。そうすれば、洗剤を使ってゴシゴシ掃除する回数はグーンと少なくて済みます。





みんなで実行！



家計にもやさしい生活排水対策・10の工夫

#### 水にやさしいクッキングの工夫

- その1) 調理の手順を工夫して、ムダなく水を使いましょう。
- その2) 調理くずや食べ残しが流れてしまわないように水切り袋などを使いましょう。
- その3) 食器や鍋の油污れは紙などで拭き取ったり、ヘラでかき取ってから洗いましょう。
- その4) 米のとぎ汁は、1回めの濃いものだけでも庭の木や畑にまいて利用しましょう。
- その5) 油は流さず使いきる工夫をしましょう。やむを得ず捨てる場合には、古新聞やボロ布などにしみこませて、生ごみと一緒に捨てましょう。

#### 水にやさしい暮らしの工夫

- その6) トイレは、使用後にちょこちょこ掃除しましょう。
- その7) 入浴の際は、石けん、シャンプー、リンスを使い過ぎないようにしましょう。
- その8) お風呂の残り湯を洗濯や掃除に再利用しましょう。
- その9) 洗濯の洗剤・石けんは適量を使いましょう。  
(多く使っても洗浄力が高まるわけではありません)。
- その10) 歯みがきの水はコップで、洗顔には洗面器を使いましょう。

●お問い合わせ  
環境省水環境部水環境管理課  
〒100-8975  
千代田区霞が関1-2-2  
電話 03(5521)8313  
<http://www.env.go.jp/>

環境省

全国生活排水対策連絡協議会  
全国生活排水対策重点地域指定市町村連絡協議会

## 生活排水処理施設整備事業に関する助成制度の概要

事業名	国庫補助（交付金）概要	県費助成概要																								
公共下水道	<p>●採択要件 (公共下水道事業) 都市計画区域内であり、かつ特定環境保全公共下水道の採択基準に該当しないもの。 (特定環境保全公共下水道事業) 対象地区の計画排水人口が概ね1,000人以上10,000人以下であること、また計画排水人口1,000人未満かつ原則農業振興地域外の地区等。</p> <p>●補助率 管渠：1/2 処理場：5.5/10 (1/2 [用地費、委託費等])</p>	<p>●対象要件 国庫補助（交付金）対象事業実施市町村</p> <p>●交付率 国庫補助（交付金）事業費から事務費を除いた額×助成率×補正係数 (助成率：管渠施設1.5%、処理場施設3.0%) (補正係数： a (a &lt; 1.0) 1.1 (1.0 ≤ a &lt; 1.5) 1.2 (1.5 ≤ a) a = 県内市町村平均の財政力指数/当該市町村の財政力指数)</p> <p>●条件等 平成6年度以降に事業着手する市町村に10年間助成</p>																								
農業集落排水	<p>●採択要件 農業振興地域内の農業集落で対象人口1,000人程度以下の規模を単位とし、受益戸数20戸以上（離島・奄美においては10戸以上）で末端2戸までの施設。</p> <p>●補助率 団体営 内地、離島：1/2 (市町村1/2) 団体営 奄美：3/5 (市町村2/5)</p>	<p>●採択要件 国庫補助（交付金）対象事業実施市町村</p> <p>●交付率 下記交付率に補正係数を乗じる。(H15新規から) 内地：10% 離島：12.5% 奄美：14.125% (補正係数： a (a &lt; 1.0) 1.1 (1.0 ≤ a &lt; 1.5) 1.2 (1.5 ≤ a) a = 県内市町村平均の財政力指数/当該市町村の財政力指数)</p>																								
漁業集落排水	<p>●採択要件 漁業依存度が高く今後とも漁業の振興を図ることが適当な集落で事業実施について漁業者、住民、市町村等の意欲が高く、人口規模が100人～5,000人等。(過疎等は50人以上)</p> <p>●補助率 内地、離島：1/2 (市町村1/2) 奄美：1/2 (市町村1/2)</p>	<p>●対象要件 国庫補助（交付金）対象事業実施市町村（10人槽以下の浄化槽を専用住宅に設置）</p> <p>●交付率</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>事業区分</td> <td>本土</td> <td>一般離島</td> <td>奄美</td> </tr> <tr> <td>①個人設置型</td> <td>1/3</td> <td>1/4</td> <td>1/4</td> </tr> <tr> <td>②市町村設置型</td> <td>1/15</td> <td>1/20</td> <td>1/20</td> </tr> </table> <p>※財政力指数により補正を行う。(財政力指数比により、実数又は1.0を乗じる)</p>	事業区分	本土	一般離島	奄美	①個人設置型	1/3	1/4	1/4	②市町村設置型	1/15	1/20	1/20												
事業区分	本土	一般離島	奄美																							
①個人設置型	1/3	1/4	1/4																							
②市町村設置型	1/15	1/20	1/20																							
合併処理浄化槽	<p>●対象要件 市町村が定める浄化槽整備対象区域において、当該年度に設置され、設置完了後1年以内に使用を開始する浄化槽</p> <p>●補助率 国庫補助基本額×1/3 (離島1/2) ※環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業を活用する場合：1/2</p> <p style="text-align: center;">国庫補助基本額（1基当たり）</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td>個人設置型</td> <td>市町村設置型</td> </tr> <tr> <td>5人槽</td> <td>332千円</td> <td>837千円</td> </tr> <tr> <td>6～7人槽</td> <td>414千円</td> <td>1,043千円</td> </tr> <tr> <td>8～10人槽</td> <td>548千円</td> <td>1,375千円</td> </tr> </table> <p>※加算 1 浄化槽の設置に伴い、単独処理浄化槽の撤去に要する費用が生じる場合には、9万円を上限として、基準額に加算できる。</p> <p>【H31.4.1以降見直し予定】 1 新築住宅に設置する場合の補助の制限 2 単独処理浄化槽からの転換の場合、宅内配管工事費について、30万円を上限として、基準額への加算 3 環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の基準額の見直し</p>		個人設置型	市町村設置型	5人槽	332千円	837千円	6～7人槽	414千円	1,043千円	8～10人槽	548千円	1,375千円	<p>●対象要件 国庫補助（交付金）対象事業実施市町村（10人槽以下の浄化槽を専用住宅に設置）</p> <p>●交付率</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; border-collapse: collapse;"> <tr> <td></td> <td>合併処理浄化槽</td> <td>高度処理型浄化槽</td> </tr> <tr> <td>5人槽</td> <td>332千円</td> <td>444千円</td> </tr> <tr> <td>6～7人槽</td> <td>414千円</td> <td>486千円</td> </tr> <tr> <td>8～10人槽</td> <td>548千円</td> <td>576千円</td> </tr> </table> <p>※加算 1 浄化槽の設置に伴い、単独処理浄化槽の撤去に要する費用が生じる場合には、9万円を上限として、基準額に加算できる。</p> <p>【H31.4.1以降見直し予定】 1 新築住宅に設置する場合の補助の廃止 2 環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業の適用（交付率①1/4、②1/20） 3 単独処理浄化槽からの転換の場合、宅内配管工事費への補助を追加</p>		合併処理浄化槽	高度処理型浄化槽	5人槽	332千円	444千円	6～7人槽	414千円	486千円	8～10人槽	548千円	576千円
	個人設置型	市町村設置型																								
5人槽	332千円	837千円																								
6～7人槽	414千円	1,043千円																								
8～10人槽	548千円	1,375千円																								
	合併処理浄化槽	高度処理型浄化槽																								
5人槽	332千円	444千円																								
6～7人槽	414千円	486千円																								
8～10人槽	548千円	576千円																								

# 3. 2019年度予算(案)

2019年度予算(案)9,577百万円(8,421百万円)  
平成30年度第2号補正予算(案)1,000百万円

## (2)循環型社会形成推進交付金の概要

### 背景・目的

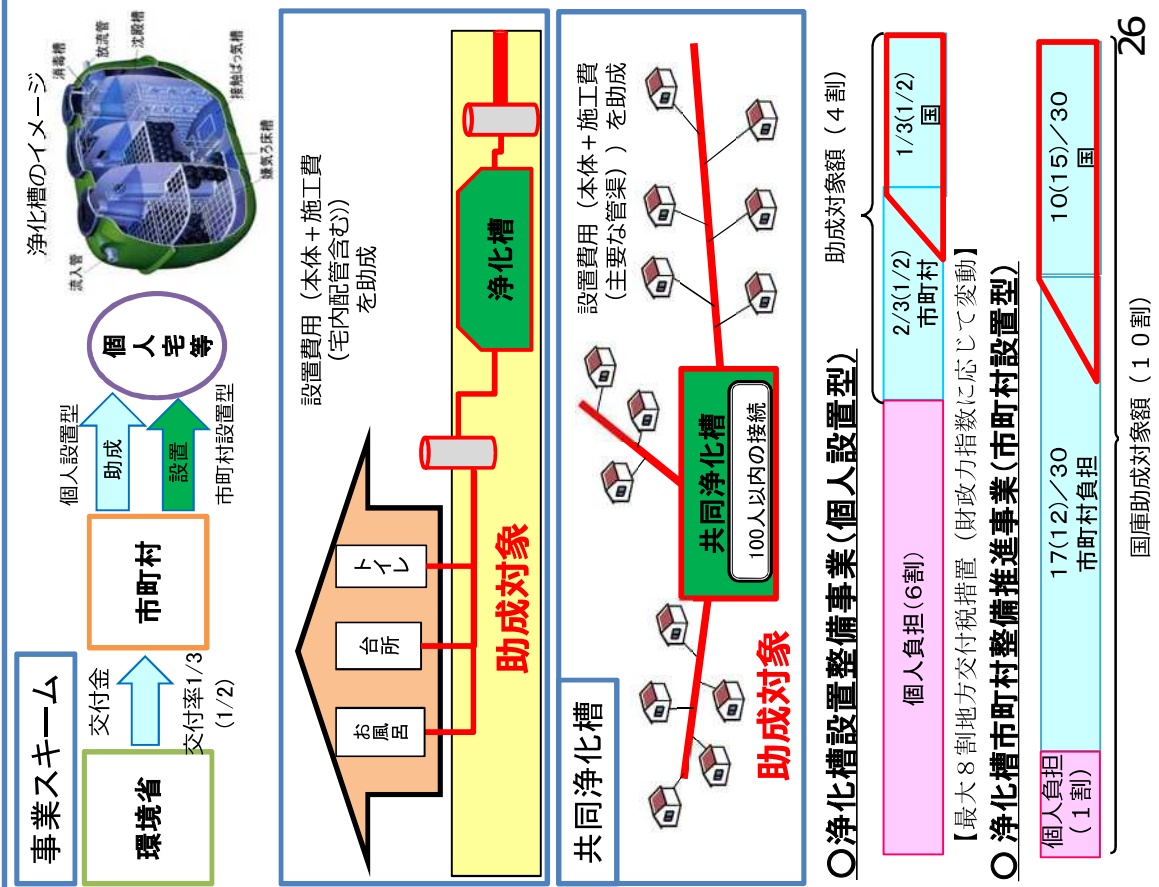
- 全国に、未だに約1,200万人が汲み取り便槽や単独処理浄化槽等を使用しており、生活雑排水が未処理の状態。
- 廃棄物処理施設整備計画における2022年度目標では、①浄化槽整備区域の普及として区域内の浄化槽人口普及率を70%、②単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の推進として、区域内の合併処理浄化槽の基數割合を76%、③省エネ型浄化槽の導入によるCO2排出削減量として12万トンCO2としている。
- 浄化槽は①下水道と同等の処理性能②設置コストが安い③地震に強いなどの特徴があり、今後のその役割は増大。公共インフラとしての公設浄化槽の更なる普及も求められている。
- 新設が禁止されている単独処理浄化槽が、未だ約400万基残っており、合併処理槽への早期転換が大きな課題。  
⇒浄化槽の整備推進を図り、地域の水環境を保全し、自立・分散型の地域社会の構築を目指す。

### 事業概要

- 浄化槽設置整備事業(個人設置型) (交付率1/3)  
**新・単独転換に伴う宅内配管工事費の助成(掛かり増し分:上限30万円)改・環境配慮の性能要件見直し(1/2)**
- 浄化槽市町村整備推進事業(市町村設置型) (交付率1/3)  
**新・単独転換に伴う宅内配管工事費の助成(掛かり増し分:上限30万円)新・浄化槽整備区域の共同浄化槽の設置及び管渠への助成(1/3,1/2)改・環境配慮の性能要件見直し(1/2)**
- 公的施設・単独処理浄化槽集中転換事業の補助要件の緩和及び拡大(1/3,1/2)

### 期待される効果

- 汚水処理未普及が解消され、地域の水環境保全が図られるとともに、地域での快適な暮らしが確保され、地方創生に大きく寄与
- 浄化槽を活かした災害に強いまちづくりを推進、国土強靱化に貢献





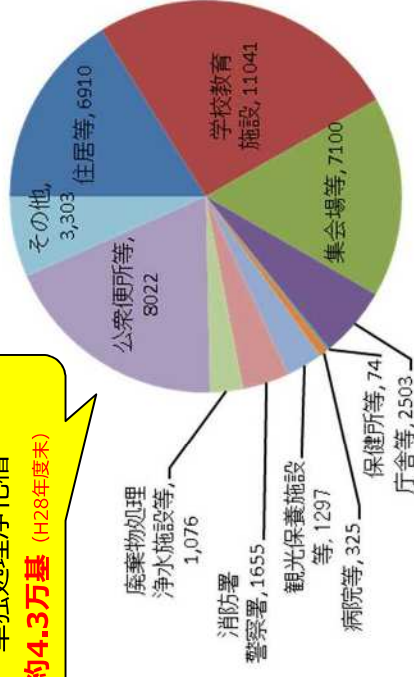


# (参考) 公的施設・防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業(市町村設置)

## 背景・目的

- 平成12年の浄化槽法改正以後、撤去費の助成等により水質への汚濁負荷が高い単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進施策を講じてきたが、依然として約400万基(全浄化槽設置基数の約53%)もの単独浄化槽が設置されており、より強力な施策が求められている。
- そのような状況の中、単独転換促進の指導を行う立場である地方公共団体が所有する単独処理浄化槽が全国で約4.3万基近く残存しており、早急な対策が必要である。
- 特に、防災拠点施設(学校、集会場、庁舎等)の単独転換は国土強靱化の観点からも必要。

地方公共団体が所有する  
単独処理浄化槽  
約4.3万基 (H28年度末)

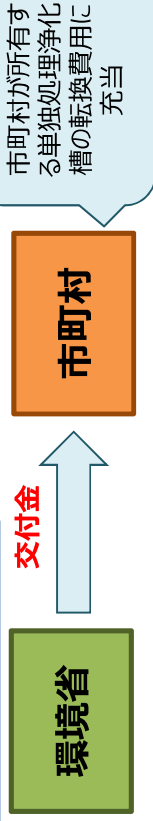


地方公共団体が所有する単独処理浄化槽 設置場所内訳

## 事業概要

- 地方公共団体等所有施設または、市町村の防災計画に定める防災拠点施設の単独処理浄化槽を集中的に撤去し、合併処理浄化槽への転換費用について、助成率 1 / 3 ( 1 / 2 ※環境配慮・防災まちづくり浄化槽整備推進事業として実施の場合) により助成を行う。
- 事業対象：地方公共団体(市町村設置型) ※防災拠点単独処理浄化槽集中転換事業は、個人設置型についても助成

## 事業スキーム



## 期待される効果

- 単独転換による地域の水環境の保全
- 個人・民間への単独転換の波及
- 防災拠点施設の単独転換の促進

# 都道府県別汚水処理人口普及状況

(平成29年度末)

都道府県名	汚水処理人口普及率	順位	総人口 (千人)	汚水処理人口計 (千人)	下水道 (千人)	農業集落排水施設等 (千人)	合併処理浄化槽 (千人)	うち	うち	うち	コミュニティ・プラント (千人)
								浄化槽市町村整備推進事業等分 (千人)	浄化槽設置整備事業分 (千人)	左記以外分 (千人)	
北海道	95.4%	10	5,311	5,065	4,833	68	164	56	67	42	0
青森県	79.0%	41	1,298	1,025	776	117	132	12	40	79	0
岩手県	80.8%	35	1,256	1,015	743	106	165	41	96	28	2
宮城県	91.2%	17	2,302	2,100	1,868	70	155	37	79	38	6
秋田県	86.7%	24	1,008	873	650	106	116	22	68	27	0
山形県	91.8%	15	1,100	1,011	840	80	90	19	46	24	0
福島県	82.6%	33	1,844	1,524	983	121	420	40	242	138	0
茨城県	84.0%	31	2,941	2,470	1,818	161	482	13	197	272	10
栃木県	86.2%	26	1,979	1,705	1,311	88	304	6	238	60	1
群馬県	80.5%	37	1,985	1,598	1,068	124	382	23	234	124	24
埼玉県	91.7%	16	7,362	6,754	5,947	95	711	23	189	499	1
千葉県	88.0%	20	6,297	5,541	4,673	51	809	11	302	496	8
東京都	99.8%	1	13,668	13,636	13,605	2	27	4	9	14	2
神奈川県	98.0%	5	9,175	8,991	8,872	3	116	3	37	76	0
新潟県	87.2%	22	2,270	1,979	1,702	154	123	16	45	63	0
富山県	96.6%	8	1,066	1,030	904	91	32	1	19	11	3
石川県	93.9%	11	1,146	1,075	957	64	52	10	14	29	3
福井県	95.7%	9	787	754	626	90	37	3	27	8	0
山梨県	82.2%	34	835	686	550	16	115	8	47	60	6
長野県	97.8%	6	2,105	2,059	1,761	181	116	16	77	22	1
岐阜県	92.2%	13	2,046	1,886	1,551	117	214	9	132	73	4
静岡県	80.7%	36	3,731	3,009	2,355	31	610	15	354	241	14
愛知県	90.4%	18	7,541	6,817	5,879	157	771	22	249	499	11
三重県	84.4%	30	1,827	1,542	979	100	460	19	230	210	3
滋賀県	98.7%	3	1,417	1,398	1,271	90	37	0	14	23	0
京都府	98.0%	4	2,556	2,505	2,413	43	49	11	25	13	0
大阪府	97.7%	7	8,844	8,639	8,469	1	168	4	27	137	0
兵庫県	98.8%	2	5,573	5,506	5,178	162	102	8	65	29	64
奈良県	89.4%	19	1,367	1,222	1,092	8	120	4	35	82	3
和歌山県	63.6%	46	970	617	264	46	307	14	183	110	0
鳥取県	93.6%	12	567	531	400	98	32	5	14	13	0
島根県	79.3%	40	688	546	332	102	107	29	47	32	4
岡山県	86.1%	27	1,913	1,647	1,285	45	317	18	205	95	0
広島県	87.9%	21	2,839	2,494	2,120	55	316	14	153	149	4
山口県	86.6%	25	1,388	1,203	911	67	225	8	137	80	0
徳島県	60.4%	47	753	455	136	20	291	14	163	114	8
香川県	76.6%	43	988	757	443	17	297	14	234	49	0
愛媛県	78.1%	42	1,387	1,084	745	40	296	25	166	105	3
高知県	72.5%	45	720	522	273	22	225	14	127	84	2
福岡県	92.1%	14	5,117	4,715	4,173	56	474	59	290	125	12
佐賀県	82.8%	32	829	687	500	61	125	39	65	21	1
長崎県	80.2%	38	1,369	1,099	853	49	191	16	135	41	5
熊本県	86.8%	23	1,780	1,545	1,215	73	257	31	176	51	0
大分県	75.8%	44	1,163	882	587	35	260	11	168	80	1
宮崎県	85.1%	29	1,105	940	656	50	235	18	182	34	0
鹿児島県	80.1%	39	1,643	1,317	690	41	580	47	410	123	5
沖縄県	85.6%	28	1,465	1,255	1,048	68	139	13	6	121	0
全国計	90.9%		127,323	115,712	100,306	3,440	11,754	844	6,066	4,844	211

- (注) 1. 整備人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。  
 2. 平成29年度調査は、福島県において、東日本大震災の影響により調査不能な町村（楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村）を除いた値を公表している。  
 3. 福島県については、上記市町村以外でも東日本大震災に伴う避難の影響により人口が流動していることに留意する必要がある。



25農振第1853号  
25水港第2573号  
国水下事第50号  
環廃対発第1401301号  
平成26年1月30日

各都道府県

集 落 排 水 担 当 部 長  
下 水 道 担 当 部 長  
廃棄物処理・浄化槽担当部長 殿

農林水産省農村振興局整備部 農村整備官

水産庁漁港漁場整備部 防災漁村課長

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
下水道事業課長

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部  
廃棄物対策課長

持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について

汚水処理施設の整備は、「汚水処理施設の整備に関する構想策定の基本方針について」（平成7年12月19日付、環第278号、7-10、建設省都下企第66号、建設省都下公第34号）、「都道府県構想の見直しの推進について」（平成14年12月4日付、14農振第1721号、14水港第2545号、国都下事第285号、環廃対第760号）及び「人口減少等の社会情勢を踏まえた都道府県構想の見直しの推進について」（平成19年9月14日付、19農振第1045号、19水港第1801号、国都下事第226号、環廃対発第070914001号）により都道府県構想の策定・見直しについて通知しているところである。

今般、人口減少や厳しい財政事情等を踏まえ、都道府県構想の見直しを徹底するとともに、早期の汚水処理の概成を目指すため、農林水産省、国土交通省、環境省の3省が連携して設置した「都道府県構想策定マニュアル検討委員会（委員長 古米

弘明 東京大学大学院教授)」での審議を踏まえ、3省統一の「持続的な污水处理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」(以下、「新マニュアル」という。)を策定したところである。

これまで都道府県構想については、定期的(5年を基本とする)に内容を点検するほか、社会情勢の変化等に合せて適宜見直しを行うようお願いしているところであり、都道府県においては、新マニュアルを踏まえ、アクションプランを含めた都道府県構想の平成26年度以降の早急な見直しを推進するとともに、都道府県構想のもととなる市町村の污水处理施設整備の構想についても新マニュアルを踏まえて見直すよう技術的助言を行うなど貴管内市町村と連携を図られたい。

なお、新マニュアルの趣旨は下記の通りであり、都道府県におかれては、貴管内市町村に対してこの旨周知いただくようお願いする。

## 記

### 1 未整備地区における污水处理の早期概成

- ・污水处理施設の整備区域の設定にあたっては、各種污水处理施設の有する特性を踏まえ、経済比較を基本としつつ、整備や運営を含め、時間軸等の観点を勘案すること。
- ・人口減少等を踏まえた各種污水处理施設による整備区域の適切な見直しを行うこと。その上で、今後10年程度を目途に污水处理の概成(地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、各種污水处理施設の整備が概ね完了すること)を目指した各種污水处理施設の整備に関するアクションプランの策定を行うこと。
- ・アクションプランの策定に際しては、整備に長期間要する地域については、早期に污水处理が概成可能な手法を導入するなどの弾力的な対応を検討すること。
- ・水環境の保全(高度処理の必要性、早期整備による水環境改善等)、施工性や用地確保の難易度、処理水の再利用(農業用水としての再利用等)、汚泥の利活用(エネルギー利活用及び堆肥化による農地への利用等)の可能性、災害に対する脆弱性などの地域特性、住民の意向等も勘案すること。

### 2 既整備地区の効率的な改築・更新及び運営管理

持続可能な污水处理の運営を行うため、既整備地区において長期的(20~30年)な観点から効率的な改築・更新や運営管理手法について検討すること。

### 3 その他

- ・都道府県構想の見直しは、污水处理に関する部局を中心に、関連部局と緊密な連絡調整を図り、市町村と連携して行うこと。
- ・実効性のある都道府県構想を策定するため、基礎調査段階からの住民意向の把握に努めるとともに、策定した都道府県構想の内容や進捗管理のためのべ

- ベンチマーク（指標）の公表を行い、都道府県構想の見える化を図ること。
- ・ 汚水処理の早期整備のため、各都道府県内において先行して策定した市町村のアクションプランを都道府県構想に先行して公表することも検討すること。
  - ・ 都道府県構想策定後は目標の達成に向け、ベンチマーク（指標）をもとにした進捗状況を定期的（例えば、1年毎等）に公表すること。



# 持続的な汚水処理システム構築に 向けた都道府県構想策定マニュアル

平成 26 年 1 月

国 土 交 通 省  
農 林 水 産 省  
環 境 省

## まえがき

平成 24 年度末の汚水処理人口普及率が 88%を超え、残された地域に一刻も早く汚水処理施設を整備する必要がある。一方、既整備地区の増大した汚水処理施設ストックの老朽化対策や改築・更新が求められている。そこで、より効率的な汚水処理施設の整備・運営管理を適切な役割分担の下、計画的に実施していくため、都道府県構想の一層の見直しを図る必要があることから、汚水処理を所管する 3 省（国土交通省、農林水産省、環境省）が連携し、「都道府県構想策定マニュアル検討委員会（委員長：古米 弘明 東京大学大学院教授）」を設置し、『持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル』をとりまとめた。

本マニュアルにおける主なポイントは下記のとおりである。

- ①時間軸の観点を盛り込み、中期（10 年程度）での早期整備と共に、長期（20～30 年）での持続的な汚水処理システム構築を目指す。
- ②中期的なスパンとしては、汚水処理施設の整備区域は、経済比較を基本としつつ、時間軸等の観点を盛り込んだ。汚水処理施設の未整備区域について、汚水処理施設間の経済比較を基本としつつ、10 年程度を目途に汚水処理の「概成」（地域のニーズ及び周辺環境への影響を踏まえ、各種汚水処理施設の整備が概ね完了すること）を目指した、より弾力的な手法を検討する。
- ③長期的なスパン（20～30 年程度）では、新規整備のみならず既整備地区の改築・更新や運営管理の観点を含める。
- ④なお、整備・運営管理手法については、住民の意向等の地域のニーズを踏まえ、水環境の保全、施工性や用地確保の難易度、処理水の再利用、汚泥の利活用の可能性、災害に対する脆弱性等、地域特性も総合的に勘案した上で、各地域における優先順位を十分検討した上で選定する。

本マニュアルは、都道府県が市町村と連携して、着実に実行可能な都道府県構想を策定するための一般的な検討手順や内容を示したものであり、各地域のニーズに応じた独自の検討を行うことで、さらに実効性のある都道府県構想を策定していただければと考えている。

その他、先進的な事例等、策定にあたって参考となる事例については事例集として、本マニュアルに提示した資料の根拠や目標値のベンチマーク（指標）に関する資料等については資料編として記載したので、地域の実情等を踏まえた都道府県構想を策定する上での参考とされたい。

本マニュアルを持続的な汚水処理システムの構築に向けての一助としていただきたい。

平成 26 年 1 月

国土交通省水管理・国土保全局下水道部  
農林水産省農村振興局整備部  
水産庁漁港漁場整備部  
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部

総 財 準 第 1 号  
29農振第1698号  
29水港第2464号  
国 下 事 第 5 6 号  
環 循 適 発 第 1801171 号  
平成30年1月17日

各都道府県

総 務 部 長

〔 市町村担当課、  
広域連携担当課扱い 〕

集 落 排 水 担 当 部 長

下 水 道 担 当 部 長

廃棄物処理・浄化槽担当部長 殿

総務省 自治財政局 準公営企業室長

農林水産省 農村振興局 整備部 地域整備課長

水産庁 漁港漁場整備部 防災漁村課長

国土交通省 水管理・国土保全局 下水道部 下水道事業課長

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課長

汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について

汚水処理施設の事業運営については、施設等の老朽化に伴う大量更新期の到来や、人口減少に伴う使用料収入の減少、職員数の減少による執行体制の脆弱化等によりその経営環境は厳しさを増しており、効率的な事業運営が一層求められているところである。

このような中、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)においては「上下水道等の経営の持続可能性を確保するため、2022 年度(平成 34 年度)までの広域化を推進するための目標を掲げる」ことが明記され、また「経済・財政再生計画改革工程表 2017 改定版」(平成 29 年 12 月 21 日経済財政諮問会議決定)においては、2022 年度(平成 34 年度)までに全ての都道府県において広域化・共同化に関する計画(以下「広域化・共同化計画」という。)を策定することが汚水処理施設の広域化を推進するための目標として掲げられたところである。

以上を踏まえて、各都道府県におかれては、下記により、速やかに管内の市町村等とともに検討体制を構築し、2022 年度(平成 34 年度)までに「広域化・共同化計画」を策定いただくようお願いする。

また、この趣旨については、貴都道府県内の各市町村等に対しても併せて周知されるよう願います。

## 記

### 1. 「広域化・共同化計画」について

#### (1) 計画の位置づけ

本計画は、都道府県構想を構成する「整備・運営管理手法を定めた整備計画」の一部として位置づけられる。(別紙1 参照)

#### (2) 検討体制

都道府県においては、都道府県構想の策定・見直しの検討体制を活用するなどして、平成 30 年度中の可能な限り早期に「広域化・共同化計画」の検討体制を全ての市町村等参加のもと構築し計画策定に着手すること。なお、具体の検討にあたっては、複数のブロックに分けて検討することも考えられる。

#### (3) 計画の内容

別添の(別紙2)を参考に計画を策定すること。

### 2. その他

総務省、農林水産省、国土交通省、環境省(以下「関係4省」という。)においては、「広域化・共同化計画」の策定に資する情報を今後示す予定であるため、各都道府県においては、このような情報も参考として、適切に取組を進められたい。

なお、関係4省においては、広域化・共同化計画の策定状況を把握するため、適宜フォローアップを実施予定である。

## 日本の優れた水循環を応援

ミス日本「水の天使」は、快適な生活環境や良質な水環境を創造するため、行政や事業関係者などとともに活躍しています。



(写真提供：ミス日本コンテスト事務局)

## ‘18ミス日本「水の天使」

うらそこ りさ  
浦底里沙氏

(鹿児島市出身)

‘18ミス日本「水の天使」浦底里沙さんは鹿児島市出身で、鹿児島県庁や鹿児島市などを表敬訪問されるとともに、平成30年11月30日に霧島市で開催された「BISTRO下水道 in 霧島・鹿児島高専」において、水循環の大切さや水への意識高揚など、PRに努めていただきました。

## BISTRO 下水道 in 霧島・鹿児島高専 (平成30年11月30日)



(写真提供：日本下水道新聞)

## ミス日本「水の天使」

自然の恵みにもたらされる水循環と豊かで清廉な水を守る人々の心と技に触れて、培った知識と体験を広く伝え、社会に参加する人々の水への意識を高めることを目的とします。

日本全国の上下水道事業に関わるイベント、水に関する国際会議への参加等を通じ、世界に誇る日本の水の知恵と文化を伝える、水の広報官・外交官のような役割が期待されます。(ミス日本公式サイト引用)





(写真：土盛海岸 [奄美市])

鹿児島県土木部都市計画課生活排水対策室

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

TEL099-286-3685 FAX099-286-5633

鹿児島県生活排水

検索

発行 (公財) 鹿児島県建設技術センター

〒890-0073 鹿児島市宇宿2丁目9番3号

TEL099-252-5957 FAX099-252-5377

Eメール s-haisui@pref.kagoshima.lg.jp